

介護保険 福祉用具購入手続のしかた

蕨市介護保険室

電話 048-433-7835

令和4年4月現在

介護保険の要支援又は要介護と認定を受けている方が、政令で定める福祉用具を都道府県が指定した事業者（指定特定福祉用具販売事業者）で購入した場合、支払額の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）が介護保険から支給されます。

購入費の支給対象となるもの	
腰掛便座	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
	②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
	③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの
	④ポータブルトイレ（居室で利用できるものに限る）
入浴補助用具	①入浴用いす（座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る）
	②浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る）
	③浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る）
	④入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの）
	⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る）
	⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る）
	⑦入浴用介助ベルト（身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る）
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で居室での入浴が可能なもの
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

※被保険者本人（以下、「本人」という。）の心身の状況などにより、利用が想定しにくい用具は対象とならない場合があります。

1. ケアマネジャーに相談を

福祉用具の利用は、それだけを別に考えるのではなく、他の在宅サービスと組み合わせてケアプラン全体の中で捉えることが重要なので、購入を希望する場合は、ケアマネジャーに相談して購入して下さい。

購入に際して特定福祉用具販売事業者に従事する福祉用具専門相談員が購入理由を確認し、本人の心身の状況に応じた福祉用具を選定します。

2. 支給限度額

要介護状態区分にかかわらず、1年間（4月から翌3月まで）に10万円を限度額としています。申請により購入費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）を支給します。

受領委任払いについて

本人が福祉用具購入費の全額を支払い、後日、保険者へ申請することで、福祉用具購入費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、福祉用具購入費の自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの介護保険給付分は、保険者から事業者に支払う「受領委任払い」を選択することもできます。購入前に事業者とケアマネジャーに相談してください。

3. 申請方法

「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に必要書類を添付し、蕨市介護保険室へ提出してください。

※「受領委任払い」を希望する場合は、「蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書」を提出する必要があります。（福祉用具購入費支給申請書を提出する時と同時受付可）

4. 添付書類と確認事項

①領収書

- ・宛名は本人の氏名にして下さい。（「鈴木様」「上様」等は不可）

②福祉用具のカタログのコピー

- ・概要、商品名、製造業者が分かるもの

③福祉用具サービス計画（基本情報）

- ・特定福祉用具販売者が作成したもの

④福祉用具サービス計画（利用計画）

- ・特定福祉用具販売者が作成したもの

⑤福祉用具購入が必要な理由が分かるもの（次のいずれか一つ）

- ・居宅サービス計画書（1表及び2表）
- ・介護予防サービス支援計画書
- ・福祉用具購入理由書（他のサービス利用がなくケアプランがない場合）

⑥蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書

- ・受領委任払いの場合のみ提出して下さい。（償還払いの場合提出いただく必要ありません。）
- ・本人と事業者の署名が必要となります。

⑦費用額明細書兼確認書 ※受領委任払いの場合のみ

- ・受領委任払いの場合のみ提出して下さい。（償還払いの場合提出いただく必要ありません。）
- ・本人と事業者の署名が必要となります。

5. 注意事項

- ①要介護認定申請中の方は、要介護認定の結果が「非該当」であった場合、支給対象となりませんのでご注意ください。
- ②病院又は介護保険施設に入院又は入所中に、在宅に戻るために事前に福祉用具を購入した場合、退院又は退所しないと支給対象となりませんのでご注意ください。（緊急性のある場合を除き、退院又は退所後にご購入下さい。）
- ③福祉用具購入費の支払い（領収）は、原則、納品と同時期の現金払いとしてください。支払い（領収）前に被保険者が死亡した場合、被保険者資格が喪失するため、支給の対象となりません。（相続人等が支払いをした場合も、被保険者本人が支払ったことにはならないので、保険の対象となりません。）

- ④ ケアマネジャーやサービス提供事業者は、①～③に該当する被保険者の場合、十分な説明のうえ、トラブル防止のため、被保険者へ一筆もらう等の対応をしてください。
- ⑤ 過去に購入した福祉用具と同一種目の場合は原則、対象外となります。ただし、次の場合は同一種目であっても利用できる場合がありますので、介護保険室へご相談ください。
- ・ 破損した場合
 - ・ 本人の介護の程度が著しく高くなり、買い替えが必要となった場合

※ご不明な点等ございましたら、

介護保険室 給付担当（電話 048-433-7835）までお問い合わせ下さい。